

(正会員及び準会員)

第1条 本協会の正会員及び準会員は、下記の条件を満たす個人で、理事会で承認された者とする。

1. 正会員

次の(1)または(2)の条件を満たす個人

(1)構造設計一級建築士

(2)次の3つの要件を満たす者

①建築構造の設計および監理等に関わる業務の実務経験が4年以上の者

(2) 一級建築士またはそれと同等以上の知識・能力を有すると理事会が認めた者

(3) 正会員1名の紹介がある者

2. 準会員

(1)建築構造の設計・監理等に関わる業務に携わる者または建築構造を専攻している学生、大学院生。

ただし、正会員の要件を満たす者は、準会員になることは出来ない。

(学会会員および名誉会員)

第2条 学会会員および名誉会員として理事会において推薦するのは、下記の1及び2項の条件を満たす者とする。ただし、名誉会員は定款により、総会の推薦を必要とする。

1 学会会員

(1) 大学における研究・教職者(教授・助教授)としての学識経験年数が5年以上、またはこれに準ずる経歴を有する者

(2) 本協会の活動への協力の実績を持つ者

(3) 本協会の目的を理解し、適切な提言、協力が期待できる者

2. 名誉会員

70歳以上で、協会活動に積極的に貢献した者であり、かつ今後も協会活動に貢献が期待出来る者で、次の条件のいずれかを満たす者とする

(1) 役員、支部長歴任10年以上およびこれと同等の活動を行った者

(2) 会長歴任者

(3) 協会運営にあたり大きな功労のあった者

(入会金及び会費)

第3条 入会金及び会費は、次による。

正会員	入会金	20,000円
	年会費	22,000円(但し、毎年4月1日現在の年齢が40歳未満の会員は

18,000円、70歳以上の会員は9,000円とする)

準会員	入会金	10,000円 (但し、付則3で定義する学生会員は無料とする。)
	年会費	9,000円 (但し、付則3で定義する学生会員は3,000円とする。)

賛助会員 年会費 1口 70,000円 (但し、支部独自に募った支部賛助会員の年会費は、原則として、1口 20,000円とする。)

学会会員 年会費 無料 (但し、機関誌年間購読料は6,000円)

名誉会員 年会費 無料

- 2 正会員、準会員及び賛助会員は、会費を毎年度のはじめに全納しなければならない。  
学会会員の機関誌年間購読料もこれに準ずる。
- 3 入会を認められた正会員、準会員及び賛助会員は、1か月以内に入会金及び会費を納入しなければならない。
- 4 年度途中に入会する者の当該年度会費については、四半期単位の計算による。

#### (支部)

第4条 支部は、理事会の議決を経てこれを設けることができる。

#### (理事の種別)

第5条 専務理事、常務理事を除く理事は、本部を担当する理事と、支部を担当する理事の2種別を設ける。

- 2 本部を担当する理事は、本協会全体の業務の運営および執行を担当する。
- 3 支部を担当する理事は、その担当する支部の運営および協会本部との連携を担当する。

#### (理事会の運営)

第6条 本協会の理事会は、円満で円滑な会務の運営を計る為、理事の他、各委員会の委員長・支部長の出席を求め意見を聴取することができる。

- 2 会長が必要と認めた場合は、新入会員の入会承認等に関し、通信手段による通信理事会を開催することができる。

#### (運営会議)

第7条 本協会は、理事会の議決により常務を分掌し、執行する為に運営会議を設ける。

- 2 運営会議は、会長、副会長、専務理事、常務理事、本部を担当する理事、及び必要に応じて会長が指名するものによって構成される。
- 3 運営会議は、会長又は専務理事・常務理事の要請によりその都度開催し、議長は会長がこれに当たる。
- 4 運営会議は、次の事項につき協議する。

- (1) 理事会提出議案の作成に関すること。
- (2) 理事会決議事項の執行に関すること。
- (3) 総会資料の原案作成その他、理事会の委任を受けた本会運営上の重要事項に関すること。

(役員候補会)

第8条 本協会は、役員改選期の前年度に役員候補会を設ける。

- 2 役員候補会は、次年度の役員候補者によって構成される。
- 3 役員候補会は、役員候補者又は専務理事・常務理事の要請によりその都度開催し、議長は専務理事又は常務理事がこれに当たる。
- 4 役員候補会は、次の事項につき協議する。
  - (1) 次年度の役員構成に関すること。
  - (2) 次年度の事業計画に関すること。
  - (3) 次年度の予算に関すること。
  - (4) 次年度の本会運営上の重要事項に関すること。

(委員会)

第9条 本協会は、定款第4条の事業遂行のために必要な委員会を設ける。

- 2 委員会の設置または廃止は、運営会議で決め、理事会に報告する。
- 3 委員長は、運営会議の承認を得て、会長が任命し、理事会に報告する。
- 4 委員会は、会員をもって組織する。ただし、特に必要あるときは会員外の専門家を委員に加えることができる。
- 5 委員は、委員長が推薦し会長が任命する。
- 6 委員（委員長を含む）の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員会の報告事項)

第10条 委員会は、毎年3月末、その年度の事業概要報告を会長に提出しなければならない。

(委員会の見解と対外発表)

第11条 委員会としての見解を外部に発表する場合には、運営会議の承認を得なければならない。

(その他の会議)

第12条 協会の運営を円滑に行うため、会長会議及び支部長会議を置くことができる。

- 2 会長会議は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び必要に応じて会長が指名するものによって構成される。
- 3 支部長会議は、会長、副会長、支部長、専務理事、常務理事及び必要に応じて会長が指名するものによって構成される。

(会誌の発行)

第13条 本協会は、正会員、準会員、賛助会員、名誉会員及び購読を希望する学会員に対し、会誌を発行し、この法人の運営を報告する。

(細則の改訂)

第14条 この細則の改訂は、理事会の議決を経て決める。

付則1 第1条1.(1)に定める「建築構造の設計および監理等に関わる業務」とは、通常的设计・監理のほか、建築構造に関わる、特定専門分野での設計・開発・研究、教育、審査・行政、ソフト開発、などを含むものとする。

付則2 第9条6項に規定する委員の任期とは、原則として、通常総会の翌日から、2年後の通常総会の日までとする。

付則3 第1条2. 準会員のうち、建築構造の設計・監理等に関わる業務に携わる者を「一般会員」とし、建築構造を専攻している学生、大学院生を「学生会員」とする。

(改定の履歴)

平成3年11月15日 改訂  
平成15年6月6日 改訂  
平成16年5月20日 改訂  
平成16年10月22日 改訂  
平成17年10月28日 改訂  
平成18年10月4日 改訂  
平成18年1月20日 改訂  
平成19年1月26日 改訂  
平成21年1月23日 改訂